

令和5年10月13日現在

令和4年度指導監査における重大文書指導

指導監査対象事業所名(運営法人名)	指導監査種類	指導監査実施日	指導監査結果 (重大文書指導)	改善状況
ちびっこ保育ルーム平岸ひまわり園 (株式会社kamali'l)	一般指導監査	令和4年7月21日	(施設運営) 1 勤務実態がない職員について、実態に則していない虚偽の報告をしないこと。(児童福祉法第四十六条、子育て支援法第十四条)	改善済
ちゅうわ南保育園 (中和興産株式会社)	一般指導監査	令和4年8月26日	(施設運営) 1 指導監査の実施に当たり、事前に提出することとされている書面一式(施設概況報告書や施設運営調書等。令和3年度の実績に係るもの。)を提出すること。 なお、札幌市から、運営基準の充足状況等を確認するために必要な報告を求められた際には、定められた期限までに対応すること。 (※児童福祉法第46条第1項、子ども・子育て支援法第14条、札幌市私立地域型保育事業運営要綱第58条)	未改善
ちゅうわ南郷保育園 (中和興産株式会社)	一般指導監査	令和4年10月18日	(施設運営) 1 指導監査の実施に当たり、事前に提出することとされている書面一式(施設概況報告書や施設運営調書等。令和3年度の実績に係るもの。)を提出すること。 なお、札幌市から、運営基準の充足状況等を確認するために必要な報告を求められた際には、定められた期限までに対応すること。 (※児童福祉法第46条第1項、子ども・子育て支援法第14条、札幌市私立地域型保育事業運営要綱第58条)	未改善
ちびっこ保育るーむ札幌ドーム前園 (株式会社みんなの力)	一般指導監査	令和4年12月6日	(施設運営) 1 余裕を持った保育士の雇用を行い、札幌市児童福祉法施行条例に定める保育士の必要配置数を下回らないよう保育体制を整備すること。(※札幌市児童福祉法施行条例第138条の47第2項、札幌市地域型保育事業運営要綱第18条第2項)	改善済